第1号議案 東広島都市計画区域区分の変更に関する意見書の要旨

意見書数 1通 2名

							心儿自然	1 /11	2 /H
	意	見	書	Ø	要	山口		件数	人数
1	(1) 令和	6年12月 扱 土地につい	是出の意 り ハて、現時	見について 寺点におい	て ヽて、合意	ーー- 気に至る♪ と撤回して	具体的な出 てほしい。	1	2

東広島都市計画区域区分の変更に関する意見書に対する事務局の考え方

意	見	書	に	対	す	る	事	務	局	\mathcal{O}	考	え	方
1	古4:1	レロキホ	^ ^ 4	戸スノー	胆士で	辛旦							
ı				編入に									
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		是出の意 編入につ			でに由名	盱地を∓	形成して	ているほ	マ城及7	バおおま	-e}2
	10年	F以内に	2優先的	的かつき	十画的に	1市街	化を図る	るべき	区域とし	しており	ります。		
				ハては、 おりまし									
	する見	見込みと	こなった	たことか	いら、案	を変	更し、「	 方街化图	区域編え	人予定領	箇所に含	含めない	ここ
		ンました ておりま		お、変更	と糸糸り	//正余/	と11 ファ	R/ム局	11 名国称	求りたり	元 じめん	2) — C 6	ど作

第1号議案 東広島都市計画区域区分の変更に関する意見書の要旨

意見書数 1通 3名

	. О>Д
意見書の要旨件	数人数
2 市街化調整区域への編入に関する意見 (1) 令和6年12月提出の意見について 市街化区域内に所有している土地について、次の点を踏まえ て、市街化調整区域にしてほしい。 〇対象の土地はハザードェリア 2017年7月の西日本豪雨で被災した地域であり、2箇所の土砂 災害警戒区域が重なっており、市街化すべき土地ではない。 〇計画の不合理性 同じ集茶であるにも関わらず、西隣りの家は農家ではないのに 市街化調整区域に指定されており、農家である対象の土地が市街 化区域であるのは不平等である。	3

東広島都市計画区域区分の変更に関する意見書に対する事務局の考え方

意見書に対する事務局の考え方

2 市街化調整区域への編入に関する意見

(1) 令和6年12月提出の意見について

市街化区域の当初決定にあたっては、既成市街地やこれに接続した区域、市街化の進行している区域など、土地利用状況や建物の連たん状況等を勘案して定められたものと考えております。

今回の区域区分の見直しにあたり、市街化調整区域に編入する場合は、市街地の 形成が見込めない土地の区域や、土砂災害の発生の恐れのある区域として「土砂災 害特別警戒区域」が含まれる区域を対象にすることとしております。

対象の土地は、現に宅地として都市的土地利用がされていること、東広島市立地 適正化計画で居住誘導区域に設定されていること、1箇所の土砂災害警戒区域が指 定されているものの土砂災害特別警戒区域は含まれないことから、市街化調整区域 に編入しないことが適当であると考えており、変更素案の提案を行う東広島市も同 様の意見であることを確認しております。

なお、対象の土地を含む周辺地域について、今後の宅地化の進行状況など、土地利用の変化を考慮しながら、東広島市と連携し、区域区分の変更を検討することとしております。

※令和6年4月25日に土砂災害警戒区域の指定変更が告示されており、対象の土地に関して、2箇所のうち1箇所が区域指定解除されております。

第1号議案 東広島都市計画区域区分の変更に関する意見書の要旨

意見書数 1通 3名

2 ī	市街化調		書の編入			日		件	数	人数
2 7		整区域へ	の編入	ı - 88 」 2						
	市街化区 が、前年よ 街化調整区 しい。	こりも高額 区域に編入 同一道路に	出 の意見 行有してい になり、 してほし	について いる土地に 生活がさ い。また なの宅地	ついて、 らに困窮 は、特定		ため、市 にしてほ	1		3

東広島都市計画区域区分の変更に関する意見書に対する事務局の考え方

見書に対する事 局の 考え 方 2 市街化調整区域への編入に関する意見 (2) 令和7年4月提出の意見について 今回の区域区分の見直しにあたり、市街化調整区域に編入する場合は、市街地の 形成が見込めない土地の区域や、土砂災害の発生の恐れのある区域として「土砂災 害特別警戒区域」が含まれる区域を対象にすることとしております。 また、特定保留区域は、計画的な市街地整備の実施の見通しがあり、市街化区域 とすることが妥当とされる地区のうち、市街地の形成に相当期間を要するなどによ り、市街化区域への編入要件が整っていない地区を位置付けるものです。 対象の土地は、現に宅地として都市的土地利用がされており、また、土砂災害特 別警戒区域は含まれていないことから、市街化調整区域、または、特定保留区域に 編入しないことが適当であると考えており、変更素案の提案を行う東広島市も同様 の意見であることを確認しております。